

公開質問状 株式会社鹿児島農畜産研究公社代表取締役 鎌田善政様

私達は御社が霧島市霧島永水トンダに建設を予定されている養豚場施設につきまして添付資料に記載しております項目の情報を公開していただきますようお願い致します。

このお願いは、鹿児島県知事から御社に出されました意見書（平成22年3月31日発行、環企第367号）及び、霧島市長の意見書（平成22年7月7日発行、環第115号）に記載されております、積極的な情報公開の趣旨に則り提出しております。

過去2回、回答書を頂いております。1回目は残念ながら「検討する」が大半で具体的な回答とは思えませんでした。2回目の回答書でかなり具体的に回答いただきましたが、当協議会としまして納得出来ていない項目がございます。再々の質問をさせていただきます。

平成22年9月6日

霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会 会長 小濱公志

霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会は以下の団体で構成されております。

永水地区自治公民館長	小濱公志
永水地区水利組合代表	園田義昭
大川地域狩川水利組合長	藤崎実利
大窪自治会長	山崎恭一
豊後迫自治会長	有村隆夫
駅前自治会長	安栖 巧
湯之宮集落川上簡易水道組合代表	岡元 茂
湯之宮集落狩川簡易水道組合代表	中園真一
霧島の自然・環境を守る会代表	加治木文男
高千穂リゾートランド有志会代表	中 幸男
東襲山地区自治公民館長	川畑寿雄
福山町漁業協同組合 代表理事組合長	武元明吉
牛根漁業協同組合 代表理事組合長	森山増美
西桜島漁業協同組合 代表理事組合長	森 勝哉
東桜島漁業協同組合 代表理事組合長	川原 正
錦海漁業協同組合 代表理事組合長	岩下辰雄
錦江漁業協同組合 代表理事組合長	岩元繁明

回答は同封しております封書にて9月17日までに返送願います。

9月17日に以下の回答がありました。

平成22年9月6日付けで霧島大規模養豚場建設阻止連絡協議会会長小濱公志様から頂きました再々の公開質問状に対しまして、別紙の通り回答いたします。

一杯手抜きのお返事だったので、私達の質問と、養豚業者の回答を合成したものを公開します。

1. 環境調査に関わる質問について。

- (1) 現在湯之宮集落狩川、川上地区で簡易水道が利用されております。建設予定地隣地にお住まいの方々は井戸から生活用水を得ておられます。狩川水系への影響調査を追加願います。地下水位の低下、水質汚濁の影響が狩川水系に及ぼさないという科学的な証明を住民にご提示ください。

第2次回答

狩川水系への環境影響評価調査を追加いたします。なお、豚舎や堆肥化施設などの排水の発生が考えられる施設の床はコンクリート張りであり、排水の地下浸透は殆ど無いものと考えられること、発生した排水は排水処理施設で処理した後、手籠川に排出することから、狩川水系への水質汚濁の影響は無いものと考えられるため、地下水位の低下による影響を対象といたします。

当協議会の見解、第3次質問

施設は全てコンクリート床ということで汚染水の地下への浸透は無いということは理解します。糞尿、汚物の施設外への移動／搬出は無いと理解してよろしいですか？

第3次回答

糞尿は場内で処理します。ただし、生産の途中で死亡した豚は専門業者に委託して搬出され、処理されることとなります。

- (2) 悪臭調査地点として高千穂リゾートランドを追加願います。高千穂リゾートランドは建設予定地の上方に位置し、風によって臭気が舞い上がります。

第2次回答

高千穂リゾートランドにて、特定悪臭物質（11項目）・臭気指数の調査を夏季・冬季の2回実施いたします。なお、悪臭の影響評価の範囲としては、高千穂リゾートランドを含む事業実施区域周辺全域を考えております。

当協議会の見解

受諾します。

- (3) 鹿児島県は鹿児島湾ブルー計画で「鹿児島湾の水質や水辺環境を良好に保全するため、美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念として環境保全活動を実行されています。県の調査で湾奥の水質は理念とは程遠い数値を示しています。霧島市は「霧島市環境基本条例」を制定し、環境保全を推進されています。平成19年の霧島市の調査で天降川河口から妙見までの全地点で大腸菌などの生活環境項目、水産用水基準、農業用水基準は基準値を超える結果となっています。現時点でも錦江湾の環境は危機的な状況にあります。手籠川は天降川に合流、錦江湾に注がれます。錦江湾への影響調査を要請します。

第2次回答

排水による手籠川及び天降川の水質・流量への影響を把握し、鹿児島湾の水質に及ぼす影響を評価いたします。

当協議会の見解、第3次質問

霧島市長、鹿児島県知事が御社に提出した意見書にはいずれも具体的に錦江湾の水質保全に配慮しなさいと記述されております。錦江湾は汚濁物質の流入増を受け入れる余地は無いことは鹿児島県の環境情報でも明らかです。水質汚濁防止法の上乗せ基準を満足する排水を行ったとして以下の質問にお答えください。

- ・ 1日当たりの水質汚濁防止法で定義された汚濁物質の総量をお示ください。
- ・ 排水浄化に使う薬品の名称、一日当たりの量をお示ください。
- ・ その汚濁物質が錦江湾に負荷を与えない根拠をお示ください。

第3次回答

事業計画を再検討しており、排水量が確定していないため、現段階では総量の算出及び鹿児島湾への影響評価結果を提示できるまでにはいたっておりません。

- (4) 御社が県に方法書を提出されました時点では口蹄疫対策を意識されておりましたか。

第2次回答

様々なウイルスの侵入を防ぐ、場内の防疫体型の確立は重要と考えております。方法書の縦覧時点では、口蹄疫は認識しておりませんでした。

- (5) 口蹄疫は野生の鹿、猪も感染しこれらの動物の糞尿を通じて広まります。これらの野生動物の生息状況調査を行うべきです。野生動物と口蹄疫の関わりは6月11日、南日本新聞に情報があります

第2次回答

方法書に提示した調査項目には、哺乳類調査があります。これは基本的に、事業実施区域一帯の野生哺乳類全てを対象にしており、シカ・イノシシの生息状況調査も含まれております。ただし、6月11日の南日本新聞記事にもありましたように、ウイルスを野生動物に移す危険性を考慮し、野生動物には近づかずに調査することを徹底したいと考えております。その上で、異常な行動を示すシカやイノシシがいないかどうか、留意して調査を進めたいと考えております。

当協議会の見解、第3次質問

方法書に示された哺乳類について希少動物、絶滅危惧種のみ記載されております。御社が言われる「事業実施区域一帯の野生哺乳類全て」とは読めません。調査対象に含めるとの回答は了解しました。生息頭数の調査方法、および時期を具体的にお示ください。

第3次回答

ご指摘ありました方法書に記載された哺乳類は、あくまで「既存文献において霧島市での分布が確認された法令指定種及び掲載種、絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類のカテゴリーに分類される種」を明示したものであり、「調査対象種」とは記載されておられません。先に回答させて頂きましたとおり、哺乳類調査の対象は哺乳類全種となります。

シカ・イノシシの調査方法は、方法書に記載されている方法の中から、種の特性に合わせて痕跡調査と自動撮影を行う予定です。調査時期は、方法書に記載されているとおり、春季～夏季・秋季～冬季の2回となっております。この調査で把握する内容は、方法書に記載されているとおり哺乳類及び重要な種の分布・生息状況及び注目すべき生息地の状況であり、各種の生息頭数ではありません。

シカ・イノシシなどの野生動物と事業計画の関わりを考える上で最も重要な情報は、これらの種が事業計画地一帯のうち、どのような地域をどのように利用するか、という情報と考えております。その情報と事業計画を照らし合わせ、実際の環境保全措置にどのように反映させるかを考えることが最重要と考えております。そのために必要な調査として、痕跡調査と自動撮影による生息状況調査を実施する予定です。

なお、この調査より得られた情報は、口蹄疫対策の基礎資料となり得るものとなっております。

- (6) 御社は5月25日の環境福祉委員会の聴聞会でもし口蹄疫が発生したとき、建設予定地内に埋却すると発言されました。もしこのような事態になったときの地下水に及ぼす影響の調査を要請します。

第2次回答

環境影響評価の中では、緊急事態（自然災害・伝染病等）に対する対応は想定されておりませんので、検討いたします。

当協議会の見解、第3次質問

9月2日の報道に宮崎県で口蹄疫が疑われている牛が見つかり、急遽セリは中止になりました。幸い、その疑いは否定されました。今後、口蹄疫は発生するということを認めた上での対策立案が必須です。口蹄疫が御社の施設の近辺での発生の可能性もあります。

宮崎県の埋却場所の現状調査を要請します。御社の敷地内に埋却したとすると環境への悪影響は殆ど恐怖に近いです。具体的な検討結果の公開、伝達時期をお示しください。

第3次回答

宮崎県の埋却場所における調査は、土地所有者の同意、宮崎県の関係部局への調査内容の説明及び調査許可など、当方の判断のみでは対応できないことが多く想定され、実施は困難であると考えます。

- (7) 家畜伝染病予防法の施行規則の別表の埋却基準には以下のように記載されています。「次に掲げるいずれかの場所(①死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場②人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であって日常人及び家畜が接近しない場所)」。この事項をご存知ですか

第2次回答

認識しております。家畜伝染病予防法により、国・県及び市などの行政指導を仰ぎながら対処することになると考えております。

当協議会の見解

回答には全く納得しておりません。当協議会としましても行政当局に問いかけております。第3次質問を留保します。

- (8) 悪臭調査の科学的根拠を明らかにすべきです。豚は屠畜されると察すると大量の糞尿を出します。これが輸送トラックから発生する悪臭の原因です。1000頭/日の出荷にはおよそ30台のトラックが必要です。県道2号線は豚を積んだトラックが頻繁に通ります。住民、行政、御社、三者立会いの上、県道2号線で人間の感覚と測定機器の数値と比較するような調査をすべきです。

第2次回答

輸送トラックから発生する糞尿による悪臭に対する調査については、測定機器の仕様上の問題（試料採取に時間を要する）、測定条件の問題（トラック通過時の風向き等）等から、ご要望を満足する調査内容の設定は困難であると考えておりますが、検討いたします。

当協議会の見解

回答には全く納得しておりません。県道2号線は永水小学校生徒の通学路に指定されております。子供たちに対し極めて深刻な影響が予想されます。当協議会としましても行政当局に問いかけております。第3次質問を留保します。

(9) 鹿児島県環境技術協会は類似施設を以下のように定義しています。

「母豚の種付けから生まれた豚の肥育、出荷までを全て行う一環経営を行っており、豚の飼育方法や堆肥化、排水処理の方法が類似した施設」

御社は最新鋭施設であるから環境汚染は発生しないと住民に説明しました。これはあくまでも理論のみであり、30万頭規模の施設として無臭、無公害が確認されたわけではありません。異臭、汚染は施設建設後すぐには発生しません。5年程度経過後から顕著に現れます。類似施設の定義に「5年以上操業している施設」という条件を加えてください。

第2次回答

類似施設の定義に「5年以上操業している施設」を条件として追加いたします。

当協議会の見解

了解します。

(10) 無公害、悪臭を発生させない根拠として類似施設の存在を上げていますが、再三の開示要求に対し、その施設名を明らかにされておりません。口蹄疫の関係で施設視察の合意が得られないとしていますが、施設名を明らかにしないこととは別問題です。施設名を開示願います。

第2次回答

口蹄疫が収束したものの、畜産施設では近隣は勿論国内においても外部からの関係者以外の出入りに非常に気を使っておられます。このようなことから引き続き調査中でありますので、後しばらく時間をいただきたいと考えます。

当協議会の見解、第3次質問

回答には全く納得しておりません。類似施設として目途があるのであれば、その施設名の公開を要請しております。当協議会はその施設内に立入視察を行おうという意図は持っていません。早急な公開を要請します。

第3次回答

曾於郡大崎町野方 『そお元気ファーム株式会社』

(11) 御社は5月25日の環境福祉委員会の聴聞会で取水量は1520トン、排水量は使用量の3分の1程度になると発言されました。およそ1000トンの水がどこに行くかを明らかにすると発言がありました。開示願います。

第2次回答

肉豚舎においては、発酵床の「土着菌おがくず床」では豚舎内において糞尿が全て発酵分解してしまうことから、廃水が処理される分は母豚および仔豚のみの量となります。

当協議会の見解、第3次質問

質問の意図を理解されていないようです。1000トンはどこへ行くのかを問いかけております。

第3次回答

使用水総量の1,520トンの内、約1000トンは、発酵床『上着菌おがくず床』の肉豚舎で使用され、排出される尿は『土着菌おがくず床』で発酵分解（蒸発散）されますので、浄化施設で処理される約520トンの廃水は母豚・仔豚分のみとなります。

(12) 御社は県へ提出されました方法書では2ヶ所のボーリング井戸から取水すると述べておられます。住民説明会では自噴井戸と変更されました。霧島市長宛、永水住民が自噴井戸の存

在を問いかけてきたところ、市長は確認していないという回答をされました。自噴井戸が存在するとしますと現在、その水はどこへ流れているのでしょうか。これらの理由、実態を教えてください。

第2次回答

現在場内の調整池を経て手籠川へ注がれております。

当協議会の見解

了承します。

- (13) 御社は5月25日の環境福祉委員会の聴聞会で類似施設の悪臭影響調査は夏季1回と述べられました。施設内調査のみではなく、施設を取り巻く環境調査が必須です。加えて臭気は気温、湿度、風向きによって大きく変動します。悪臭影響調査は風向き、温度、天候の要素を加えた複数回行うことが科学的です。調査要件に追加願います。

第2次回答

類似施設の調査においては、周辺地域の悪臭調査も併せて実施いたします。臭気、気温が上昇する夏季に最も強くなると考えられることから、夏季に調査を実施し、臭気発生源の代表値とします。その際、周辺地域の調査は、調査時の風向きを考慮し、類似施設の風下側で実施するよう留意します。また、季節変化に伴う風向きの変化を考慮し、冬季調査を追加します。

当協議会の見解

類似施設の臭気調査については了解します。

- (14) 御社は5月25日環境福祉委員会の聴聞会でお茶葉に悪臭が付着するとの問題提起に対して、既に同様の調査をした事例があると発言されました。この情報を開示願います。

第2次回答

調査結果の開示につきましては、類似調査の発注元の許可が必要となりますので、許可が得られ次第回答いたします。

当協議会の見解、第3次質問

現実に養豚場近辺のお茶が臭気の関係で返品になったという事実を私たちは確認しております。検討結果の公開の確約、及び伝達時期をお示しください。

第3次回答

別紙のとおりです。

2. 環境影響評価方法の選定結果を公開願います。

第2次回答

県境影響評価方法の選定結果については、(仮称)肉畜生産基盤拡大整備事業に係る環境影響評価方法言のP4-6~4-55に記載し、公開しておりますので、参照して頂ければと思います。

当協議会の見解、第3次質問

新たに追加された項目を含めた情報の開示を求めています。

第3次回答

新たに追加された項目を含む環境影響評価方法の選定結果については、現在作成中ですので、後

日開示いたします。

3. 環境影響調査項目、実施時期の詳細を公開願います。

第2次回答

調査項目及び実施時期については別紙の通りとなります。調査内容の性質上、天候（特に降雨）の影響を受けることが考えられ、調査前の天候を考慮しながら最終的な調査日を決定いたしますので、現段階で調査日まで公開するのは不可能ですので、ご理解いただければと思います。

当協議会の見解、第3次質問

調査の信頼性を担保するために必要です。霧島市の生活環境部長は「業者は大規模養豚場建設反対メンバーの調査妨害を恐れているのでは、環境影響評価調査の信頼性、客観性を確保するには調査状況を住民の方々にも公開すべき」と述べられています。調査などの妨害などの意図は有り得ません。あくまでも拒否されるのであれば、行政に依頼します。

いただきましたバーチャートによりますと、河川水質の汚れの調査を8月に実施する予定になっております。ところが8月は鎌田建設がゴルフ場調整池の堆積物の除去作業を実施しており、手籠川は連日連日、濁った状態でした。8月に河川水質調査を実施されたのですか？類似施設の調査予定も8月に記入されております。調査されたのですか？

第3次回答

河川水質調査については、天候・周辺工事の実施状況を確認し、実施しております。

4. 準備書について

- (1) 準備書の公告縦覧場所につきまして方法書の広告縦覧場所に加えて永水地区、東襲山地区、松永地区、浜の市地区を追加願います。

第2次回答

縦覧に供する準備書の管理の面もありますので、行政当局と協議し縦覧場所を決めたいと考えます。

当協議会の見解、第3次質問

回答には全く納得しておりません。鹿児島県環境影響評価条例施行規則では「できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定める」とあり、業者の都合を認めておりません。当協議会としましても行政当局に問いかけております。第3次質問を留保します。

- (2) 準備書を公告縦覧と同時に当質問書を提出しました団体全てに提供願います。

第2次回答

縦覧場所数を増やすことでご理解いただきたいと思います。

当協議会の見解、第3次質問

回答には全く納得しておりません。縦覧場所を増やすことについて具体的な回答がありません。業者と専門家がまとめた準備書を定められた場所で限られた時間で読むのは不可能です。住民側には専門家に委嘱しその内容を精査する権利があります。住民は準備書をしっかり読んだ上で意見を述べたいと思っております。当協議会としましても行政当局に問いかけております。第3次質問を留保します。

- (3) 準備書に対して提出されます住民意見の原文公開、及び御社がまとめられた「意見の概要」を公開願います。

第2次回答

原文公開については個人情報に関わって来ますので、意見概要について準備書でご報告いたします。

当協議会の見解、第3次質問

準備書で意見概要を報告いただくとは何を意味しますか？

私たちは意見を述べられた個人情報を必要とはしておりません。個人情報を隠していただいてもけっこうです。住民意見の原文公開を要請します。御社が提出した意見の概要で知事、霧島市長、専門委員は事業の是非を判断します。私たちは住民意見が正しく意見の概要としてまとめられているかを確認する権利があります。

第3次回答

個人情報を削除の上、公開いたします。

- (4) 準備書の説明会を霧島神宮駅近辺、永水地区、東襲山地区、松永地区、国分地区、浜の市地区で開催願います。

第2次回答

準備書が出来上がった時点で説明会の場所等について、検討いたします。

当協議会の見解、第3次質問

施行規則によりますと「できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定める」とあり、施行規則には住民への便宜を図るようにさだめられております。拒否されるのであれば、施行規則に記載されました対応を行政に要請します。

第3次回答

行政の指導を仰ぎます。

5. 施設建設、運営について

- (1) 霧島市長を通じまして永水の水利組合が榊キリシマに対して、洪水対策の補償をお願いしております。このお願いは榊キリシマと旧霧島町との間に締結されました「環境保全協定」に基づいております。どのように対応されますか。ご開示ください。

第2次回答

7月3日未明の梅雨前線豪雨は、旧霧島町で午前4時から5時の1時間に126mmの記録的な時間雨量が記録され、また11時間の連続雨量が406mmの集中豪雨でありました。その雨量が手籠川・狩川へ流出し、その流域にある道路・用排水路・農地・河川また家屋などに甚大な被害が発生しました。ゴルフ場計画地内の状況は、3箇所の調整池は雨水の流出抑制と土砂の流出防止が機能しており、堰堤の決壊箇所も無く、ゴルフ場が原因で災害の起因とはなっておりません。環境保全協定第9条第1項による被害原因の調査結果として、同条3項に規定する原因がゴルフ場に起因するものではないと報告いたします。

当協議会の見解、第3次質問

3箇所の調整池が「雨水の流出抑制と土砂の流出防止が機能している」とは考えられません。7月3日直前の調整池は土砂が堆積しており、調整池としての機能が満足しているとは考えられません。当協議会が持っております画像でそれが確認できます。御社が主張される根拠があるのであれば、お示し願います。7月3日以降、鎌田建設が土砂撤去作業を実施されているのも当協議会で確認済みです。加えてゴルフ場中断地の雨水は殆どが調整池を経由せず

に手籠川に注いでいることも確認済みです。

御社があくまでも適正に調整池の管理を行っていると言うのであれば、管理日誌、および土砂搬出実績等の管理実態を示す資料の提供を要請します。さらにゴルフ場の雨水の殆どが調整池を経由している根拠をお示しください。

第3次回答

ゴルフ場内の雨水は、排水計画に則ったそれぞれの調整池を経て、手籠川に注がれております。

- (2) 御社と代表取締役を同じくする(株)キリシマはゴルフ場の建設の進捗状況を県企画部長宛提出されています。その中には「出来るだけ早くゴルフ場を完成させたい」と記載されています。同敷地に御社は養豚場建設を計画されています。矛盾するのではありませんか、見解をお聞かせください。

第2次回答

ゴルフ場建設計画を進めておりましたが、平成8年経済状況の低迷により中断しております。現在、養豚場建設計画での環境影響評価調査を実施しているところでございます。この調査の結果に基づいて今後、土地利用を検討していきたいと考えております。

当協議会の見解、第3次質問

「出来るだけ早くゴルフ場を完成させたい」と進捗報告をしている事実について質問しております。その意思のないまま、県当局に進捗報告をされているではありませんか？

第3次回答

二次回答で申し上げました通りであります。

- (3) 霧島市の本会議、及び環境福祉委員会で市の生活環境部長、建設部長は(株)キリシマと御社は別法人であり、別法人であれば、土地利用について別な動きは容認できるとの見解を述べております。両者の代表取締役は鎌田善政氏であり、住民感覚としましては理解しがたいことです。見解をお聞かせください。

第2次回答

(株)キリシマと当社は、それぞれ別の目的を持って設立された法人であり、代表者が同一といっても業務形態は違っており、それぞれの立場で業務を推進することに矛盾はありません。

当協議会の見解、第3次質問

あえて伺います、(株)キリシマの社長の鎌田善政様は県の企画部長宛ゴルフ場の進捗状況を報告されています。その中に「出来るだけ早くゴルフ場を完成させたい」との記述があります。(株)農畜産研究公社社長の鎌田善政様とは明らかに異なる発言です。説明ください。

第3次回答

二次回答で申し上げました通りであります。

- (4) 平成15年にゴルフ場事業者の(株)キリシマはゴルフ場予定地を代表取締役が同じである国分住宅殖産(株)に売却しております。(株)キリシマは平成5年3月に旧霧島町と「環境保全協定書」を締結されております。協定書には「事業の運営等にかかる権利、又は義務を第三者に譲渡、又は継承する場合は霧島町と協議し承認を受ける」と記載されております。承認を受けられましたか。何故、売却する必要があったのでしょうか。この理由をお聞かせください。

第2次回答

㈱キリシマと国分殖産住宅は、どちらも鎌田建設㈱のグループ会社であり、当時のグループ全体の経営計画の中で、資産保有を不動産売買・管理を主業務とする国分殖産住宅㈱とし、ゴルフ場の建設計画の方策を㈱キリシマの担当とし、用地の維持管理を鎌田建設㈱であることが経済的に合理性があるとして、該当土地の所有権を㈱キリシマから国分殖産住宅㈱に移転しました。

当協議会の見解、第3次質問

行政の承認を受けられましたかと質問しております。回答願います。

第3次質問回

二次回答で申しあげました通りであります。

- (5) 5月25日の市環境福祉委員会で計画施設の建築、運営について補助事業としての申請は予定していないと答弁されております。この方針で間違いはないですか。

第1次回答：補助金は使わない

第2次回答

計画の詳細は、環境影響評価調査（以下環境アセスという）の結果を持って決定することにしており、現時点でどのような補助金があるか把握しておりません。

当協議会の見解、第3次質問

1次回答では明快に補助金は使わないと回答いただいております。2次回答と異なっております。理由をお示してください。

第3次質問回

二次回答で申しあげました通りであります。

- (6) 6月15日の市議会本会議で平野生活環境部長は御社が計画されています養豚場に付きまして御社が「施設建設から運営まで単独で行う」という認識を示されました、事実ですか

第2次回答

事実です。弊社において、企画・開発・建設・運営と一貫して行います。

当協議会の見解

記録に留めます。

- (7) 国分殖産住宅㈱所有の建設予定地には、平成21年12月28日に南九州畜産興業㈱を権利者、売買予約を原因とする所有権に関する登記がされています。この理由をお示してください。

第2次回答

南九州畜産興業㈱には、弊社の立ち上げのときから養豚場の建設・運営について指導を仰いでおり、今後も、その関係性を強めるための措置です。

- (8) 施設完成後に養豚業を行わず南九州畜産興業㈱に売却を約束したものでないことを確約願います。

第2次回答

養豚業を行わず売却する約束はありません。

当協議会の見解、第3次質問

当協議会で法務局に確認いたしました。

御社が述べられた「弊社の立ち上げのときから養豚場の建設・運営について指導を仰いでおり、今後も、その関係性を強めるための措置」などの理由での仮登記は認められません。

売買予約の成立を証する書面（土地売買予約証書、または売買予約契約書）を登記原因証明情報として添付することが義務付けられております。

あくまでも「関係性を強めるための措置」と主張されるのであれば、当登記の登記原因証明情報をお示しください。

第3次回答

二次回答で申しあげました通りであります。

(9) 御社と南九州畜産興業㈱との関わりについての開示願います。

第2次回答

(7) の回答にあるように、計画全般において指導を受けております。特に技術的なことに関しては今後もお願いすることにしております。

(10) 「施設建設から運営まで単独で行う」という御社の事業計画につきまして住民は多大な不安を持っております。精緻な事業計画書の提示・説明と、資金面について銀行の融資証明書を提示願います。

第2次回答

現在の計画は基本的なスキームであり、詳細計画は環境アセスの調査結果が出てから策定いたします。計画の提示・説明は決められた手続きであり、その時期にいたします。融資証明書については、現時点では取得しておりません。また資金計画がはっきりした時点で融資予定証明書を取得する目的が不特定多数への開示であれば、双方の機密保持の観点から自ら開示する事は出来ません。

当協議会の見解、第3次質問

当協議会は施設建設後の経営放棄を責任放棄を憂慮しております。その懸念を払拭していただくため、再度の公開要請をいたします。

第3次回答

二次回答で申しあげました通りであります。

6. 追加質問

(1) 水質汚濁防止法について

施設完成後の規制は水質汚濁防止法で行われることは霧島市の環境委員会で明らかにされております。県の上乗せ基準は厳しいがそれを守った排水を行うとも述べられました。

伊佐市のジャパンファーム、鹿屋の肝属川周辺の養豚施設もこの上乗せ基準を満たしております。いずれの地域も近辺河川の汚染は大変な状態です。水質汚濁防止法の鹿児島県上乗せ基準では河川の汚染は防げないことは明らかです。川崎市では県の上乗せ基準よりさらに厳しい5ミリグラム／リットルの規制をしております。水質汚濁を防止する熱意の表れです。県へはさらなる上乗せ基準の設置を陳情しております。御社はどのような見解をお持ちですか？

第3次回答

鹿児島県の指導は遵守すべきものと考えます。

- (2) 8月25日の南日本新聞に掲載されました周辺住民の以下の言葉をどのように受け止められますか？加えて8月26日の同誌に御社社長は「迷惑をかける施設を建設するつもりはない」と述べられております。5月25日の環境福祉委員会でも御社社長は「地元で迷惑をかける施設を作るつもりは無い」と述べられました。

県議会へは13000名の署名簿を添えて陳情いたしました。住民意思は十分に迷惑な施設であることを意思表示しております。見解をお聞かせください。

=====

御社がゴルフ場建設のためにと、住民や民間企業から山林や畑などを買い上げた。中には家を買った人もいた。移転して現在、湯之宮地区に住む女性（86）は養豚場の建設計画を聞いて驚いた。「ゴルフ場ができれば、にぎやかになっていいと思って売ったのに。まさか養豚場になるとは思わなかった」。茶畑を売ったという女性（82）は「初めから養豚場だったら誰も売らなかつたらろう」と話した。

第3次回答

地元で迷惑をかける施設であってはならないと思っております。

- (3) 8月26日の南日本新聞に掲載されました大規模用陳情建設計画特集の業者方針としまして「現実的な出荷頭数は11万6000頭になる。建設が可能となった時点でナンチュクとの資本提携も視野に入れている。」この情報の出所は御社社長となっております。事実ですか？当初から御社社長が発言されている「施設の建設から養豚場の運営まで単独で行う」との発言と著しく矛盾します。事実であれば、資本提携によりナンチュクに経営権が移るのではないですか？見解をお聞かせください。

第3次回答

現時点では、そのようなことはありません。

- (4) 類似施設の調査項目としまして近辺河川の堆積土砂の汚染度調査を要請します。

第3次回答

環境影響評価項目の対象となっていないため、実施する予定はありません。

- (5) 豚房施設の配置について

方法書の豚房施設の配置図では敷地内の公道上に配置されているユニットがあります。住民の通行権を規制するお考えですか？

第3次回答

公道の利用については、市と協議をさせて頂く予定です。

- (6) 複合ラグーン施設について

知事は複合ラグーン方式を用いることによって排水基準を遵守できることを明らかにしなさいと意見を述べておられます。この方式で排水基準を遵守できている施設名を開示ください。

第3次回答

- ・ 社団法人 鹿児島県種豚改良協会（霧島市）
- ・ 鹿児島県立農業大学校（日置市）

(7) オガクズについて

施設面積、23ヘクタール、肉豚舎の面積を半分として11ヘクタール、これに50cmのオガクズを敷き詰めると計画で公表されております。

- ・ どれほどのオガクズが必要と試算されていますか？
- ・ このオガクズの更新期間を教えてください。
- ・ 現在、鹿児島県の中小の畜産農家はオガクズの入手に苦労しております。御社が大量に調達されますと、中小の畜産農家が大きな影響を受けます。調達予定先を教えてください。

第3次回答

準備書の中でお示ししたいと考えております。

(8) 口蹄疫について

口蹄疫の発生はあるという認識で対策を考えねばなりません。御社が万全な対策を講じられましても、野生シカ、イノシシを媒介しての感染、近隣地域での発生などの可能性もあります。県への陳情書にも述べましたが、宮崎県で発生しました口蹄疫は霧島温泉郷の観光客を激減させました。もし、この山間地域で口蹄疫が発生した場合、霧島温泉郷は壊滅的な打撃を受けることが必至です。地域経済、霧島市観光に与える影響についてどのような認識をお持ちですか？

第3次回答

地域経済や周辺観光に与える影響は計り知れないものがあると認識しておりますので、口蹄疫に限らず、様々な病原菌に対応できるような施設管理を目指します。

(9) 大規模経営について

宮崎県での口蹄疫で大規模養豚場のハイリスクが指摘されております。御社は規模の拡大は地元の活性化、地元養豚業衰退への寄与を述べられております。当協議会では全く、逆に中小養豚業の駆逐、地元の衰退を招くという見解を持っております。大規模経営についての御社の見解を再確認させてください。

第3次回答

畜産業の現状は、環境面の改善・改修等で非常に苦労されております。また、進む経営者の高齢化の中での後継者不足や若い人からの新規参入はかなり厳しい状況です。規模の大小に関わらず、今後ともより一層の飼育技術や経営についてのお互いの情報交換が重要と考えます。そのことが畜産県鹿児島県の基盤になるものと考えます。県内の農業大学校や農業高校で畜産の技術を学ぶ方々の、更なる技術習得で新規参入者や後継者育成の場になればと考えます。